

不法投棄は犯罪です



不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

によって**禁止**されています。

これに違反した場合、下記の処罰を受けます

- 不法投棄を行った者（未遂を含む）

5年以下の懲役または
1000万円以下の罰金が
科せられます。



- 法人等の場合

3億円以下の罰金が
科せられます。



※廃棄物の処理を委託された者が不法投棄を行った場合、委託した者にも罰則が科せられます。

● 不法投棄物の処理について

行為者、土地または建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）の順番で撤去する責任があります。

※不法投棄された廃棄物は、原則として、市が管理している土地以外は撤去することはありません。

● 不法投棄の予防策として

土地の管理者は、草刈やロープを張るなど私有地への不法投棄を誘発しないような環境づくりに努めてください。

市民の皆さん一人ひとりが自覚を持って、不法投棄されないよう監視をしましょう。

● 産業廃棄物

廃棄物110番（香川県廃棄物対策課）※24時間受付可

TEL・FAX：087-832-5374

（フリーダイヤル）0120-537483

● 一般廃棄物

観音寺市生活環境課

TEL：0875-25-2698

FAX：0875-25-2867

また、香川県警察本部においても情報提供を受け付けています。

TEL：087-831-0110 または #9110

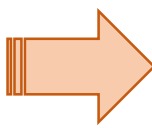
不法投棄を
発見したら



ごみの正しい処分方法(家庭ごみの場合)

可燃ごみ

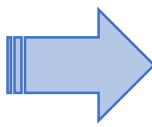
- 生ごみ
- リサイクルできない紙類
- 落ち葉・小枝など
- 紙おむつ
- ゴム製品
- くつ、かばん、革製品
- 食用油
- 布団・毛布



指定された収集日にごみステーションへ出してください。

不燃ごみ

- 廃プラスチック類
- 金属類
- ガラス、陶器類
- 電気製品 など



指定された収集日にごみステーションへ出してください。

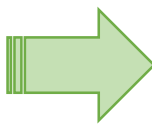
資源ごみ

(可燃ごみの日)

- 雑誌・ざつ紙
- 新聞紙

(不燃ごみの日)

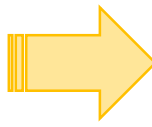
- カン類
- ビン類
- ペットボトル
- 段ボール
- 衣服



指定された収集日にごみステーションへ出してください。

大型ごみなど

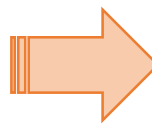
- タンスや食器棚などの60cm以上の大型のごみ
- 引っ越しや片付けで大量に出たごみ



生活環境課まで直接持ち込みしてください。(有料)

家電リサイクル品目

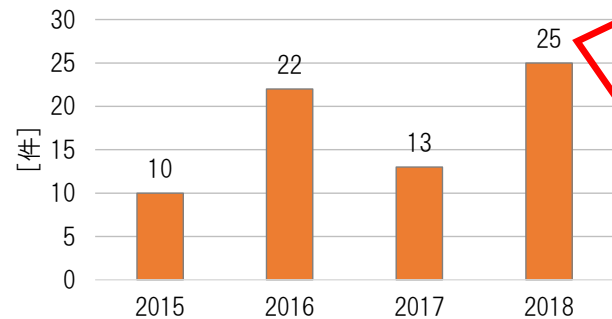
- 冷蔵庫・冷凍庫
- 洗濯機
- エアコン
- ブラウン管テレビ
- 液晶・プラズマテレビ
- 衣類乾燥機



購入した販売店または買い換えをする販売店に持ち込むか、郵便局でリサイクル券を購入し、指定引取業者に持ち込みしてください。

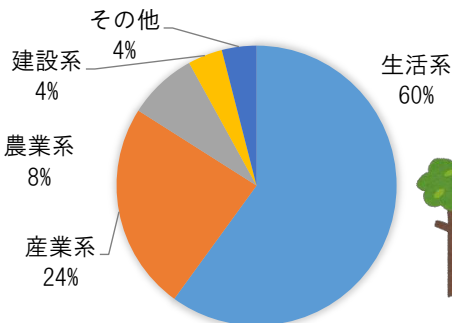
市内不法投棄の発生状況について

不法投棄発生件数



(出典) 観音寺市生活環境課資料

不法投棄物の内訳 (2018年度)



○不法投棄発生多発地域

- 山間地域 (粟井、五郷地区、大坪など)
- 工業地域 (箕浦工業団地など)
- 海岸線地域 (有明浜、三豊干拓など)
- 河川沿い (財田川、柞田川など)
- 高速道路の側道



不法投棄現場の様子